

令和 7 (2025) 年度 栃木県観光素材集作成業務委託 仕様書

本仕様書は、「本物の出会い 栃木」観光プロモーション協議会（以下「甲」という。）が発注する令和 7 (2025) 年度 栃木県観光素材集作成業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務内容

栃木県観光情報プレゼンテーション資料として、バイヤー向けに県内の最新観光素材等を取りまとめた栃木県観光素材集（以下「素材集」という。）を作成する。

2 業務内容

(1) 委託業務の内容

- ア 素材集の作成規格は、A 4 判、フルカラー、24ページ以上（表裏表紙含む。）とする。
- イ 素材集作成に当たり、市町等からの素材の収集、撮影（施設等）及び誌面の校正をすること。
- ウ 作成に当たり、甲、市町等、掲載予定施設等との連絡調整をすること。
- エ 成果物の納品
 - ・納品方法：紙500部及び電子データ（Web上で公開可能なPDF及び使用した写真のjpegデータ）とする。
 - ・納品場所：事務局
 - ・納品期限：令和 7 (2025) 年 9 月 19 日（金）
- オ その他、上記に付随する業務

(2) 成果物の仕様等

ア 誌面構成（案）

栃木県の紹介 2P
県全体 MAP 2P ・目次 ・スポット位置
最新観光情報、注目スポット 4P
テーマ別素材集 8P（例） 【体験系】 文化体験／アウトドア 【歴史・文化系】 世界遺産／城跡／栃木の歴史（読み物） 【自然系】 花・植物／栃木の温泉（読み物） 【食べ物系】 特産品／酒／とちぎ和牛
季節別イベント等紹介 2P×2 季節ごとに 1 P
アクセス MAP（首都圏主要ターミナルからのアクセス情報） 2P
栃木県の情報（裏表紙） 1 P とちぎ旅ネット、SNS、とちぎもの、とちまるショップ情報
※各施設の紹介欄に QR コードを掲示

- ・読みにくい漢字にはルビを振ること。
- ・その他の誌面構成について提案することを妨げない。

イ 校正

- ・校正は最低でも 3 回とし、初稿において全ての情報を提示すること。また、甲及び市町等の校正時間を十分確保するとともに、校正内容は次回校正原稿に反映させること。修正原稿に校正内容が遺漏なく反映されているか確認を行うこと。
- ・成果物に重大な誤りがあった場合は、速やかに甲に報告しその指示を仰ぐとともに、乙の責任において必要な処置を講じること。

ウ その他

- ・原則として甲及び栃木県の広報等のために、必要な範囲内で甲及び栃木県自らが複製、翻案、変形、改変その他の修正及びホームページ等への公開もできるものとする。また、使

用した写真の権利は甲及び栃木県に帰属するものとする。ただし、作成の都合上やむを得ない理由により、著作権を甲及び栃木県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に甲に申し入れを行い、了承を得ること。甲及び栃木県に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用についてはその都度、甲と受託者とで協議すること。

- ・特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を利用するときは、受託者がその使用に対する一切の責任を負うこと。
- ・掲載施設担当者の連絡先をまとめて報告すること。
- ・甲との打合せ時には、議事録を作成し、共有すること。議事録はA4判で1枚程度とし、次回打合せまでのTODolistが分かるものとする。

4 留意事項

- (1) 業務の目的を十分に理解したうえで、参加者に栃木県の魅力が効果的に伝わる趣向を凝らした企画内容とすること。
- (2) 業務履行に際して必要な会場借上費、会場機材費、機材返送費、取材費、旅費等委託業務の企画及び実施に要する一切の費用（栃木県備品運搬費を含む）は全て当初の契約金額に含むものとする。
- (3) 業務の実施にあたり、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用は当初の契約金額に含むものとする。
- (4) 業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (5) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、協議の上、業務の一部を再委託することができる。

5 特記事項

- (1) 企画提案書の内容は、採用案決定後、甲との協議により委託費の範囲内で変更する場合がある。
- (2) 事業の成果は、甲に帰属する。
- (3) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。